

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年3月30日(木) 午前9時30分から午前11時00分
会議場所	糸魚川市役所 2階 203・204会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席14名、欠席5名)】 出席委員：1 番齊藤健一郎委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、10 番伊藤眞一委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤清美委員、17 番川内敏夫委員、18 番松澤隆一委員 欠席：4 番恩田正平委員、5 番園田岳彦委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席15名)】 出席委員：出席委員：1 番伊藤力委員、2 番加藤保委員、3 番渡邊甚一郎委員、5 番相澤厚夫委員、6 番松木秀夫委員、7 番猪又則雄委員、8 番伊井一夫委員、9 番山岸寛幸委員、10 番猪又正巳委員、11 番加藤政人委員、12 番小島隆委員、13 番山本民男委員、14 番田中清委員、15 番日馬吉雄委員、16 番山崎順一委員、18 番白澤実委員 欠席：4 番木嶋昇委員、17 番草間芳隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席29名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17 番 委員
	18 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.39～No.40 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.20～No.22 3件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.94～No.108 15件

報告第4号 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.3 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.806 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3024 1件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4006～No.4007 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5041～No.5048 8件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.363～No.407 45件

議 第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の廃止
について

議 第6号 空き家に付随する農地の別段の面積に関する取扱規程の
廃止について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

- ・ 糸魚川市「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について
- ・ 令和5年度糸魚川市農業委員会運営方針（案）について
- ・ 令和5年度最適化活動の目標設定等について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員、4番木嶋昇推進委員、17番草間芳隆推進委員です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の1頁をご覧ください。 39番大和川地区、梶屋敷地内の1筆394㎡について住宅敷地となっております。 40番能生谷地区、楨地内の2筆587㎡について原野となっております。</p> <p>以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	
議長	
議長	
議長	
石曽根主査	
議長	

<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 石曽根主査</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。 報告いたします。 20番上早川地区、北山地内の1筆119㎡について労力不足のため休耕するものです。 21番西海地区、釜沢地内の6筆5,265㎡について労力不足のため休耕するものです。 22番西海地区、平牛地内の3筆2,039㎡について労力不足のため休耕するものです。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長 松澤一久委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 21番ですが、整備田で面積もあり数年前から担い手がおらず耕作されていないとのことでやむを得ないか思います。 22番は、未整備田で場所的にも非常によいのですが、担い手からすると乗り入れが狭いため大型機械が入れず、耕作がやりにくいとのことでした。地元にも相談したのですが、やっていただく方がいませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 石曽根主査</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。 報告いたします。 94番根知地区、東中地内の3筆5,079㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 95番根知地区、東中地内の1筆3,023㎡について経営継承による耕</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>96 番根知地区、上野地内の3筆3,394㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>97 番根知地区、上野地内の3筆6,599㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>98 番根知地区、上野地内の1筆2,401㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>99 番根知地区、上野地内の2筆5,007㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>100 番根知地区、上野地内の4筆8,415㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>101 番根知地区、上野地内の3筆5,129㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>102 番根知地区、上野地内の3筆5,813㎡について経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>103 番根知地区、大工屋敷地内の1筆1,882㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>104 番根知地区、大工屋敷地内の1筆1,648㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>105 番根知地区、蒲池地内の2筆2,082㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>106 番根知地区、蒲池地内の1筆2,395㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>107 番根知地区、別所地内の1筆767㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>108 番能生谷地区、島道地内の1筆546㎡について農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
---------------------	--

<p>議長 石曾根主査</p>	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について報告を求めます。 報告いたします。議案の6頁をご覧ください。 3番根知地区、親子間での3条の使用貸借の解約です。別所地内の4筆2,425㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について報告を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>報告いたします。 806番青海地区、田海地内の1筆181㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道田海片貝2号線沿いの場所です。のちほど5条申請で分割された残地となる農地部分です。今現在も申請人の親戚が耕作し、残った農地について隣接する土地との段差を解消し、農地の保安全管理に努めたいものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求</p>

木嶋主任主事	<p>めます。</p> <p>説明いたします。議案の8頁をご覧ください。</p> <p>3024 番能生地区、能生地内の1筆 572 m²について、所有権移転による贈与となります。地図No.2をご覧ください。申請地は、市道七つ山線沿いにごさいます。譲渡人は今後耕作する予定がないため、譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。</p> <p>4006 番下早川地区、上覚地内の2筆 322 m²について、住宅敷地の転用です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道中央線沿いの場所です。申請人は、隣接地の既存住宅で同居しているが、手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>4007 番能生地区、能生地内の1筆 85 m²について、公衆用道路敷地の転用です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道白拍子線のそば</p>

	<p>です。住宅となっている部分は、前回の農業委員会総会の5条転用で転用した部分となります。今回は、その下の部分の5045番について5条申請が提出されております。住宅地として造成がなされている場所で、そこにつける住宅敷地用の通路を今回整備したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、鷺澤委員の案件を先に審議しますので、鷺澤委員の退席をお願いします。</p>
議長	<p>〔鷺澤委員退席〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p>
伊藤主査	<p>5044番今井地区、大谷内地内の1筆261㎡について、住宅敷地のための転用です。地図No.7をご覧ください。</p>
伊藤主査	<p>申請地は、林道大谷内線沿いの場所です。譲受人は、現在実家で同居しているが、独立するため住宅を建築したいもので、使用貸借権永年設定です。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
伊藤主査	<p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
伊藤主査	<p>〔鷺澤委員入室〕 つづきまして、残りの案件を審議します。 説明いたします。議案の10頁をご覧ください。 5041番、5042番につきましては関連案件となりますので一括説明させていただきます。 5041番大和川地区、梶屋敷地内の1筆176㎡について住宅敷地の転用です。こちらについては、計画変更承認ということで令和4年9月に審議を通過し、転用許可が出た案件です。当初、使用貸借をする予定でしたが所有権移転贈与にすることとなったため、契約内容と工期の変更をしたいというものです。 5042番大和川地区、同じ案件ですが所有権移転贈与、工期が延長されて令和5年12月31日となる申請案件となります。地図No.5をご覧ください。申請地は市道薬師堂線のそばにございます。位置も変更はありませんし、所有権移転の内容と工期以外は前回と同じ内容です。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5043番糸魚川地区、南寺町3丁目地内の2筆219㎡について住宅敷地のための転用です。地図No.6をご覧ください。 申請地は、市道東神領2号線の沿いの場所です。譲受人は、今後の生活の利便性を考え、申請地に住宅を新築したいものです。所有権移転による売買です。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5045番能生地区、能生地内の3筆177.66㎡について住宅敷地の転用</p>

です。地図No.4をご覧ください。申請地は、市道白柏子線のそばです。譲受人は、現在賃貸アパートに居住しているが、申請地に住宅を新築したいもので所有権移転による売買です。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5046 番能生地区、桜木地内の2筆 394 m²について宅地造成のための転用となります。地図No.8をご覧ください。

申請地は、市道桜木線のそばにございます。譲受人は宅地2区画を造成したいもので所有権移転による売買です。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5047 番青海地区、須沢地内の1筆 276 m²について住宅敷地のための転用です。地図No.9をご覧ください。

申請地は、市道大角地大坪線のそばにございます。譲受人は、申請地を購入し、住宅を新築したいもので、所有権移転による売買となります。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、近隣商業地域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5048 番青海地区、田海地内の2筆 323 m²について住宅敷地のための転用です。地図No.1をご覧ください。

申請地は、市道大角地大坪線沿いの場所です。譲受人は、申請地を購入し、住宅を新築したいもので、所有権移転による贈与でございます。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長

議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、加藤推進委員の案件を先に審議しますので、加藤推進委員の退席を求めます。</p>
議長 木嶋主任主事	〔加藤推進委員退席〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。議案の21頁をご覧ください。
議長	406番根知地区、東中地内の3筆5,079㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 407番根知地区、栗山、山口地内の6筆8,884㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 木嶋主任主事	〔加藤推進委員入室〕 つづきまして、残りの案件を審議します。 説明いたします。議案の12頁をご覧ください。 363番下早川地区、東海地内の4筆5,378㎡について規模拡大となります。 364番下早川地区、東海地内の1筆648㎡について更新となります。 365番下早川地区、東海、堀切地内の10筆8,653.92㎡について更新となります。 366番上早川地区、大平地内の3筆2,314㎡について規模拡大となります。 367番上早川地区、中川原新田地内の12筆8,929.51㎡について規

横拡大となります。

368 番上早川地区、中川原新田地内の1筆862㎡について更新となります。

369 番上早川地区、中川原新田地内の1筆1,259㎡について更新となります。

370 番上早川地区、中川原新田地内の1筆3,652㎡について更新となります。

371 番上早川地区、中川原新田地内の2筆4,999㎡について更新となります。

372 番西海地区、田中地内の1筆2,008㎡について規模拡大となります。

373 番西海地区、真光寺地内の9筆7,059㎡について規模拡大となります。

374 番西海地区、真光寺地内の1筆1,005㎡について規模拡大となります。

375 番西海地区、真光寺地内の1筆1,004㎡について規模拡大となります。

376 番西海地区、真光寺地内の2筆2,516㎡について規模拡大となります。

377 番大野地区、大野地内の2筆790㎡について規模拡大となります。

378 番大野地区、大野地内の7筆2,528㎡について規模拡大となります。

379 番大野地区、大野地内の2筆1,850㎡について規模拡大となります。

380 番大野地区、大野地内の3筆1,609㎡について規模拡大となります。

381 番大野地区、大野地内の1筆353㎡について更新となります。

382 番根知地区、上野山地内の2筆1,584㎡について更新となります。

383 番根知地区、山口地内の3筆3,791㎡について更新となります。

384 番今井地区、西中地内の1筆148㎡について更新となります。

385 番今井地区、大谷内地内の1筆1,907㎡について規模拡大となります。

- 386 番今井地区、西川原地内の1筆1,153㎡について更新となります。
- 387 番今井地区、西川原地内の1筆921㎡について更新となります。
- 388 番能生谷地区、鶉石、小見地内の4筆6,369㎡について規模拡大となります。
- 389 番能生谷地区、小見地内の1筆1,378㎡について規模拡大となります。
- 390 番能生谷地区、平寺地内の1筆408㎡について規模拡大となります。
- 391 番能生谷地区、島道地内の1筆546㎡について規模拡大となります。
- 392 番能生谷地区、島道地内の2筆972㎡について規模拡大となります。
- 393 番能生谷地区、島道地内の2筆2,661㎡について規模拡大となります。
- 394 番能生谷地区、大沢、中野口地内の3筆5,216㎡について更新となります。
- 395 番能生谷地区、溝尾地内の2筆2,702㎡について規模拡大となります。
- 396 番能生谷地区、溝尾地内の3筆984㎡について規模拡大となります。
- 397 番能生谷地区、高倉地内の3筆3,266㎡について規模拡大となります。
- 398 番能生谷地区、中野口地内の2筆2,751㎡について規模拡大となります。
- 399 番能生谷地区、中野口地内の1筆1,897㎡について更新となります。
- 400 番能生谷地区、大王地内の1筆1,106㎡について更新となります。
- 401 番青海地区、田海地内の8筆1,345.52㎡について規模拡大となります。
- 402 番根知地区、東中地内の1筆2,967㎡について、農地中間管理

	<p>事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>403 番根知地区、東中地内の2筆2,112 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>404 番根知地区、栗山地内の2筆3,793 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>405 番根知地区、山口地内の4筆5,091 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>406 番根知地区、東中地内の3筆5,079 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>407 番根知地区、栗山、山口地内の6筆8,884 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の廃止について></p>
議長	<p>議第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の廃止について事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。</p> <p>農地法の規定による下限面積（別段の面積）の廃止について、令和4年2月12日付け告示第12号については、令和5年3月31日をもって廃止するというものでございます。議第5号補足資料をご覧ください。下限面積については、今まで3条の農地の権利移転、貸し借りなどの権利を取得する際に適用していた要件です。今まで各地域ごとに定めていた下限面積が農地法の改正で廃止されるということになります。下限面積は廃止されますが、面積要件が廃止となるだけで今後も面積以外の要件を課していたものは残ります。1番全部効率利用要件、2番農作業常時従事要件、3番地域との調和要件が残ることと</p>

	<p>なります。下限面積要件がなくなるので、誰でも取得できる訳ではなく運用上は営農がしっかりできる方でないという権利取得、権利設定はできないという形となります。議第5号補足資料の図1をご覧ください。特例ということで農地法施行規則第17条によって糸魚川市においては地域の実情に応じて別段の面積を定めることが可能であるということで定めておりました。廃止はされますが、要件は残るということでご承知願いたいと思います。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 要件の廃止の趣旨と、その他の継続する要件はどういうふうに確認するのか教えてください。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>廃止理由については、最適化推進等でも関係してくるのですが農地をより多くの人に開放して、耕作をして遊休農地を減らしたいという流れの中でこの下限面積が廃止されると言っております。2点目の今後残った要件をどのように運用していくのかについては、今までも3条の申請の中でこれらの要件について記載をいただいておりますのでそこで確認していくこととなります。今まで面積要件をメインとして話をしていたので、それがなくなってしまう各農業委員会でもどうするのかという話は実際いただいております。この要件を運用してやっていきなさいという通知しかまだきておりませんので、残りの要件で今後考えていきたいと思っております。</p> <p>農地法ではないのですが、法務省では相続等で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる制度がこの4月施行される予定となっております。農地の権利移転の流動化と関係してくると思われまので、その運用とこの3条の運用が農地の流動化にどう関係してくるのか今後様子を見ないとわからないところと考えております。以上です。</p>
<p>松澤一久委員</p>	<p>国がいなくなった土地を買い上げる、もらい受けるという話ですが、それがもし可能となるとその農地の管理はどこが行うのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>これからの話ですが、国の方も無条件で受け入れるわけではなく、10年間の管理料をとったり、例えば抵当権設定されていたり、賦課金や負担金が生じているようなものについては受け入れないという基準があるそうなので、その基準をクリアして10年間の管理料から払えるかどうか、そういう要件があるみたいなので簡単にはいかない</p>

松澤一久委員	<p>聞いております。</p> <p>近所のお年寄りも子どもがみんな都会に出ており、農地も将来的に不安なので国に返すかと、そういう法律ができることを非常に皆さん喜んでいるがなかなか簡単にはいかない。ただ農地が荒らされるのは困るので管理体制はしっかりしていただきたいと思います。</p>
伊藤主査	<p>国の方も制度ができたからと言って、農地の管理を管理費等係る訳でそれを国に転嫁したり、管理をおろそかにしたりするモラルハザードの部分は懸念してそういうことがないようにという趣旨を謳ってはいるので、審査段階でその辺がどのように扱われるかということになるかと思います。</p>
日馬推進委員	<p>4月1日から施行となっていますが、一般の人達にどのように周知するのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>周知方法は検討中ですが、ホームページの掲載と3条申請そのものが多くはないので、行政書士には話はさせていただいたのですが農協や農家を通じて資料等配布して周知していきたいと思っております。以上です。</p>
日馬推進委員	<p>了解しました。</p>
伊井推進委員	<p>下限面積要件の廃止をすることについて私はいいかと思いましたが、いわゆる固定資産税対策、農地のままだと雑種地の1/200くらい固定資産税なものですからそのままになっているのは十分になってきますので、今度農業委員会は審査をきちんとしないと全然農家は受け入れる技量や機械がなくても申請さえあれば受付しなければならぬ状態になってくるかと思います。そこはきちんとしていただきたいと思います。私の地区は押上ですが、特に今までの農地は、全然技量がなくても相続できたのでその部分は主に荒れております。そういうことのないような指導の仕方をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>その他ございますか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第6号 空き家に付随する農地の別段の面積に関する取扱規定の廃止について></p>

議長	議第6号 空き家に付随する農地の別段の面積に関する取扱規定の廃止について事務局の説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。議案の23頁をご覧ください。
	空き家に付随する農地の別段の面積に関する取扱規定（平成30年11月30日付け告示第9号）については、令和5年3月31日をもって廃止するというものでございます。さきほどの下限面積の廃止に伴って、今まで空き家に付随する農地についても別段の面積を設定しておりましたが、こちらの方も廃止となりますので、空き家に付随する農地の取り扱いについても併せて廃止させていただくこととなります。以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。
議長	日程第4＝その他
議長	ア 次回農業委員会の日程について
	・ 4/28(金) 午前9:30～ 市役所201・202会議室
	イ その他